

(令和6年度 当初予算 解禁日)
○テレビ・ラジオ・インターネット
2月14日(水) 夕方ニュース
○新聞
2月15日(木) 朝刊以降

令和6年度予算説明書

補足説明資料

環 境 局

目 次

I	令和6年度歳入・歳出予算額一覧	1
II	施策の概要説明	
	1. 地球温暖化対策の推進	
	①水素エネルギーの利用促進	3
	②再生可能エネルギーの拡大	4
	③電動車の普及促進事業	5
	④脱炭素型ライフスタイルへの転換	5
	⑤産業の脱炭素化の促進	6
	⑥二酸化炭素吸収・固定の促進	6
	⑦効果的な熱中症対策の推進	7
	2. 資源の有効活用と廃棄物の適正処理	
	①クリーンステーション管理支援の強化	8
	②まわり続けるリサイクルの推進	8
	③食品ロスの削減	9
	④こうべキエーロの推進	10
	⑤家財のリユース促進	10
	⑥小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の回収	10
	⑦不法投棄防止対策	10
	⑧事業系ごみ排出指導および啓発	10
	⑨路上喫煙・ぽい捨て防止対策	11
	⑩クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備	11
	3. 自然環境の保全	
	①生物多様性保全の推進	12
	②外来生物・有害鳥獣対策の推進	13
	③環境活動活性化事業	13
	④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置	14

⑤	アスベスト対策	14
Ⅲ	令和6年度予算における事務事業の見直し	15
Ⅳ	クリーンステーションあり方 最終とりまとめ <参考資料>	16
	クリーンステーションあり方 最終とりまとめ	20
Ⅴ	予算関連議案	
	第19号議案 神戸市廃棄物の処理、再利用及び環境美化に関する条例の 一部を改正する条例の件	32
	第19号議案 神戸市廃棄物の処理、再利用及び環境美化に関する条例の 一部を改正する条例の件 <参考資料>	38
	第20号議案 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する 条例の一部を改正する条例の件	39
	第20号議案 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する 条例の一部を改正する条例の件 <参考資料>	51

I 令和6年度歳入・歳出予算額一覧

(1) 歳入

款 項	6年度	5年度	比 較	主な内容
	千円	千円	千円	
17 使用料及手数料	3,525,623	3,483,582	42,041	
1 使用料	21,692	21,645	47	建物使用料 等
2 手数料	3,503,931	3,461,937	41,994	事業系廃棄物処理手数料、家庭系大型ごみ処理手数料 等
18 国庫支出金	48,149	17,143	31,006	
2 補助金	43,904	14,907	28,997	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 等
3 委託金	4,245	2,236	2,009	化学物質環境汚染実態調査委託金
19 県支出金	45,248	46,029	△ 781	
2 補助金	7,248	8,029	△ 781	低公害車導入事業費補助金
3 委託金	38,000	38,000	-	県管理河川美化業務委託金
20 財産収入	38,504	37,598	906	
1 財産運用収入	27,274	27,326	△ 52	埋立処分地貸地料、自動販売機設置貸地・貸家料
2 財産売却収入	2,230	1,272	958	不用品売却（車両売却等）
3 基金収入	9,000	9,000	-	基金運用益
21 寄附金	23,000	3,000	20,000	
1 寄附金	23,000	3,000	20,000	企業からの寄付金
22 繰入金	132,800	168,418	△ 35,618	
2 基金繰入金	132,800	168,418	△ 35,618	基金からの繰入金
24 諸収入	3,753,786	3,767,192	△ 13,406	
7 雑収入	3,753,786	3,767,192	△ 13,406	クリーンセンター売電 等
25 市債	3,252,000	2,109,000	1,143,000	
1 市債	3,252,000	2,109,000	1,143,000	埋立処分地やごみ処理施設等の整備・改修費の財源
歳入合計	10,819,110	9,631,962	1,187,148	

(2) 歳出

款 項 目	6 年 度	5 年 度	比 較	主 な 内 容
	千円	千円	千円	
6 環 境 費	23,116,311	21,714,829	1,401,482	
1 環 境 総 務 費	9,899,041	9,975,627	△ 76,586	
1 職 員 費	8,606,324	8,806,265	△ 199,941	職員の給料、職員手当等
2 環 境 総 務 費	1,292,717	1,169,362	123,355	環境施策の総合的推進、一般管理費に要する経費
2 環 境 保 全 費	392,047	418,072	△ 26,025	
1 環 境 保 全 費	392,047	418,072	△ 26,025	環境保全施策に要する経費
3 廃 棄 物 処 理 費	8,763,996	8,794,717	△ 30,721	
1 ご み 処 理 費	7,842,468	7,841,544	924	ごみの収集、処理に要する経費
2 リ サ イ ク ル 推 進 費	815,776	842,343	△ 26,567	リサイクルの推進に要する経費
3 し 尿 処 理 費	105,752	110,830	△ 5,078	し尿の収集、処理に要する経費
4 環 境 施 設 整 備 費	4,061,227	2,526,413	1,534,814	
1 埋 立 処 分 地 整 備 費	641,543	996,292	△ 354,749	埋立処分地の整備等に要する経費
2 処 理 施 設 整 備 費	2,924,001	1,443,361	1,480,640	既設クリーンセンター等の整備に要する経費
3 事 業 所 等 整 備 費	166,039	86,760	79,279	環境事業所等の整備に要する経費
4 車 両 整 備 費	329,644	-	329,644	収集車両等の整備に要する経費
歳 出 合 計	23,116,311	21,714,829	1,401,482	

II 施策の概要説明

1. 地球温暖化対策の推進

①水素エネルギーの利用促進 94,500 千円

水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」の構築に向け、本市で進められている先進的な実証事業の成果や設備等を活用した官民連携の取組を進める。

具体的には、ポートアイランドの水素ガスタービン発電設備「水素コージェネレーションシステム (CGS)」において、これまで供給に成功している電気、温熱に加えて、液化水素の冷熱も含めたエネルギー供給の事業化に向けた検討を進めるほか、空港島の液化水素荷役基地「Hytouch 神戸」の将来的な活用に向けて、水素供給に加え、水素関連技術の研究・開発や人材育成機能も備えた事業スキーム等の検討を行う。

水素エネルギーを用いた熱源の脱炭素化に向けて、新たな水素関連製品の社会実装に向けた実証フィールドの提供を行うほか、温室効果ガスの多くを占める輸送部門の脱炭素化に向けては、燃料電池パッカー車の導入実証を行うとともに、水素トラック等の導入に向けた調査検討を進めていく。

また、英国・アバディーン市との国際的な水素パートナーシップの枠組みである「H2 Twin Cities」をはじめとした国際連携を強化することで、知見の共有に加え、双方の市民・企業等の意識醸成や水素事業のさらなる進展を目指していく。



提供：川崎重工業 NEDO 助成事業

<水素 CGS>



提供：HySTRA NEDO 助成事業

<Hytouch 神戸>



提供：フラット・フィールド社

<FCパッカー車>



出典：トヨタ HP

<FC小型トラック>

②再生可能エネルギーの拡大 24,000 千円

神戸市地球温暖化防止実行計画に基づく再生可能エネルギー導入目標（2030 年度 500MW）を目指し、自然環境や景観への配慮を前提に、日照条件の良い臨海部や、面積の広い建物屋根上を中心に太陽光発電設備のさらなる導入を推進する。

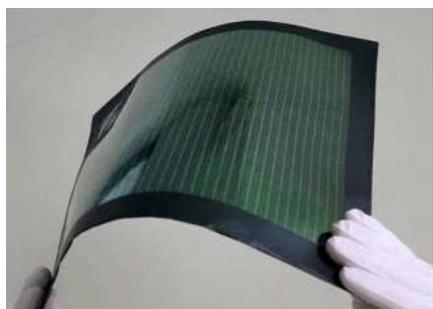
具体的な取組として、公共施設の建物屋根上等を対象とした PPA*による事業採算性調査を行うとともに、耐荷重の低い建物屋根上や壁面など、これまで設置が難しかった場所への導入可能性を有する次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の実証実験に向けた調査検討を行う。

また、市内の未利用エネルギーのさらなる活用に向け、小水力発電の導入にかかる実現可能性調査を実施するとともに、神戸市立工業高等専門学校と連携し、災害時の電源確保を想定した小型水力発電機の開発を進め、カーボンニュートラル社会の実現に貢献できる人材の育成にも寄与する。

また、各家庭における再生可能エネルギーの導入を促進するため、市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようにサポートする共同購入事業について、他自治体と連携した取組を推進する。

さらに、クリーンセンターにおけるごみ焼却の熱を利用した発電の一部は、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置付けられており、西クリーンセンターで発電した余剰電力について、電気事業者の送配電ネットワークを介して本市のごみ処理施設等に自己託送することで、環境価値の高い電力の地産地消を実現するとともに、電力の安定的な確保を図る。

※PPA：第三者モデルの電力販売契約で、自治体等が所有する施設に事業者が発電設備を設置・保守・運用し、長期の契約期間（10～20 年）に電気料金として費用を支払う事業スキーム



<ペロブスカイト>



<小水力発電>



<自己託送イメージ図>

③電動車の普及促進事業 31,109 千円

走行時の温室効果ガス排出を低減できる電動車の普及を促進するため、電動車を導入する事業者に対して県と協調して補助を実施するとともに、燃料電池自動車を購入する個人や電気バスを導入する路線バス事業者に対して、市独自で補助を実施する。さらに、燃料電池自動車の普及拡大に不可欠となる水素ステーションの整備についても積極的に支援する。

災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」については、令和5年度に導入を完了する避難所指定されている小・中学校等における地域の避難訓練や防災イベント等を通じて、災害時に非常用電源としても活用できる電動車の強みを積極的に発信し、電動車の普及促進を図る。

【補助例】

- ・EV（ニッサン サクラ S）：販売額 227 万円（国 55 万円、県・市 11 万円）
- ・FCV（トヨタ MIRAI G）：販売額 660 万円（国 145 万円、県・市 29 万円）
- ・EVバス（BYD ジャパン K8）：販売額 4,050 万円（国 1,350 万円、市 400 万円）



<燃料電池自動車(FCV)>



<外部給電器を用いた家電利用>



<電気バス>

【外部給電・神戸モデルイメージ図】



④脱炭素型ライフスタイルへの転換 52,755 千円

市民団体や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取組に対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。また、他の市民団体や事業者の脱炭素に向けた取組の普及・拡大を促進するため、ホームページ等を通じて支援した取組

を広く紹介するほか、ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出量を示す「カーボンフットプリント」を活用するなど、脱炭素につながる情報発信を強化する。

【参考】KOBE ゼロカーボン支援補助金

○制度概要と実績

対象者	市内で脱炭素に係る事業・活動をする個人・法人・団体
対象事業	・市内で行われる脱炭素に資する事業 ・地域と連携した事業
補助上限額	【チャレンジ枠】定額 最大 500 万円／年 【一般枠】定額 最大 100 万円／年
事業年数	最大 3 年間（令和 6 年度まで）
実績	のべ 41 件 内訳 【R4】 18 件（チャレンジ枠 5 件、一般枠 13 件） 【R5】 23 件（チャレンジ枠 8 件、一般枠 15 件）



<剪定枝の炭化による炭素貯留（バイオ炭）>



<伐採した竹を用いた竹細工>

⑤産業の脱炭素化の促進 2,500 千円

兵庫県等と連携して、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践手法について学び行動につなげるための「脱炭素経営スクール」を開講し、参加企業が自主的に脱炭素化を進めていくための支援を行う。また、当スクールに参加し修了された企業も含め、市内中小企業を対象に、神戸市産業振興財団と連携し、中小企業版 SBT 認定取得のための伴走支援も実施する。

※SBT：パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標

⑥二酸化炭素吸収・固定の促進 75,086 千円（一部再掲）

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、藻場の保全・育成を推進するとともに、国内初となる淡水域における水草の二酸化炭素の吸収・固定の評価に向けた実証事業を継続し、評価方法を確立する。また、淡水カーボンに関するシンポジウムを開催し、市民団体や事業者による取組の促進を図る。さらに、これまで不要物として扱われていた海岸に漂着する海藻について、脱炭素化に資する有効な活用方法の検討を進める。

森林の二酸化炭素吸収・固定を促進するため、里山林等の適切な管理により若い樹木の成長を促すなどのモデル的な里山整備を実施するとともに、森林管理で発生した伐採木の木材としての活用や、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作など、市民等の協働により里山再生や資源の利活用を推進する。



<神戸空港島の藻場>



<森林整備の様子>

⑦効果的な熱中症対策の推進 3,000千円

夏場の市民の健康被害軽減と熱中症についての情報発信を目的に、薬局等の協力のもと、冷房の効いた施設を外出時の一時休息所として提供する KOBE クールオアシスを実施する。

2. 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

①クリーンステーション管理支援の強化 69,105 千円

昨今の社会情勢の変化により、掃除当番、ごみ出しルール違反、鳥獣被害、大規模化等の課題によりクリーンステーションの管理負担が増大しているため、クリーンステーションのあり方検討会における議論も踏まえ、地域によるクリーンステーション管理という原則を踏まえつつ、これら様々な課題に対して側面的支援に取り組むことで、クリーンステーション管理の負担軽減を図る。

また、外国人向けごみ出しルール・マナーの啓発について、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、やさしい日本語や多言語による情報発信を進める。

【側面的支援の具体的な取組】

- ・掃除当番等の負担を軽減するための側面的支援として、収集時にクリーンステーション清掃とカラス対策ネット片付けを実施
- ・折り畳み式ネットボックスについて、地域における試行的な設置を通じて、道路上への設置条件や管理ルール等の整理し、導入に向けた環境を整備（期間を定めたネットボックスの貸与・モデル設置）
- ・大規模クリーンステーション解消のために分散・増設手続きに積極的に関与、利用者の理解が得られる地域から順次、全ごみ種対応を推進
- ・共同住宅への専用クリーンステーション設置促進
- ・ごみ出しルール違反への対応として、排出ルールの徹底、排出指導の徹底
- ・日本語学校と連携した外国人向け啓発の強化



<折り畳み式ネットボックス>



<日本語学校ごみ出しルールガイダンス>

②まわり続けるリサイクルの推進 52,492 千円

質の高いリサイクルとごみ出しをきっかけとした新たな地域交流を目指す「資源回収ステーション」について、地域拠点施設を活用し、さらに設置を拡大するとともに、空き家や空きテナント等を活用した設置も推進していく。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。



<たかくらだい資源回収ステーション>



<つめかえパックリサイクルプロジェクト>



<資源回収ステーションにおける乳酸菌飲料容器の回収>

③食品ロスの削減 2,918 千円

本来食べられる食品の廃棄を削減するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。また、本市から全国に取組が広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を拡大するとともに、「mottECO」等を活用した飲食店における啓発を強化し、外食時に発生する食べ残しの持ち帰りを普及させるなど、市民や事業者への食品ロスに対する意識醸成を図る。



<市内店舗でのフードドライブの様子>



<「mottECO」ロゴマーク>

環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為の愛称。

④こうベキエーロの推進 12,000 千円

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量を推進するため、土の中の微生物の力で生ごみを分解し、自宅のベランダでも取り組むことができる「こうベキエーロ」のさらなる普及啓発を目的に、地域団体や環境活動グループ等への講習会等を実施する。また、放置竹林の伐採竹を活用した「こうベキエーロ」を展開し、市民への定着を図る。



<こうベキエーロ 取組イメージ>

⑤家財のリユース促進 120 千円

大型ごみの減量・リサイクルに向けた取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいるネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

⑥小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の回収 1,393 千円

処理過程において発火事故を招く恐れがある小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正排出を図るため、市内に設置している小型家電リサイクルボックスに新たに小型充電式電池回収ボックスを併設する。

⑦不法投棄防止対策 9,276 千円

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24 時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラの設置効果を検証しながら、効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで、不法投棄を許さないまちづくりを進める。



<不法投棄防止カメラ>

⑧事業系ごみ排出指導および啓発 974 千円

生田新道や北野坂など三宮駅周辺の繁華街において、カラス被害等による事業系ごみの散乱が課題となっていることから、事業系ごみの収集運搬許可業者と契約せずに他社の排出場所にごみを出す便乗排出など、ルールを守らない事業者への対策として、許可業者やビルオーナーと連携した未契約業者の調査や通報等に基づくごみの開封調査、訪問指導等の強化を図る。

⑨路上喫煙・ばい捨て防止対策 108,326千円

「路上喫煙禁止地区」において、路上での喫煙を減らすことを目的に、屋内型喫煙所の整備に対する補助制度を創設し、民間事業者の協力を得ながら喫煙所の増設を進めるとともに、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収により、喫煙マナーの徹底を図る。

また、「ばい捨て防止重点区域」において、啓発用ベストを着用し、清掃を行いながら注意指導を行う民間啓発員の配置を拡大するなど、路上喫煙・ばい捨て防止の指導・啓発を強化する。

○喫煙所整備補助制度の概要

補助内容	補助率	上限額
屋内型喫煙所の整備費	10分の10	10,000千円 (地下施設の場合は20,000千円)



<市営喫煙所（三宮駐車場屋内喫煙所）>



<路上喫煙防止の巡回指導>

⑩クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備 2,112,671千円

クリーンセンターにおける業務効率化として、計量等業務について民間活力の導入を拡大する。

また、施設の計画的な管理として、竣工から23年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修に着手するとともに、焼却を停止した旧港島クリーンセンターについて、安全対策を徹底し解体撤去工事を進める。



<東クリーンセンター>

3. 自然環境の保全

①生物多様性保全の推進 44,470 千円（一部再掲）

都市近郊に広がる里山では、社会経済の変化によって、人の利用が減少し、生物多様性が失われつつあるなか、本市において保全活動を進めている北区山田町の小河山林及び周辺棚田が自然共生サイト^{※1}として国の認定を受け、今後、生物多様性が豊かな場所として国連の OECM^{※2}データベースに登録される見込みである。

本サイトを実証フィールドとして、引き続き学生や市民団体、大学などと連携し、里山のモデル的な再生や生物調査に取り組むとともに、これらの取組を持続可能なものにするため、新たな里山活動の担い手と経済的支援の確保に向け、市民・企業等を対象とした里山活動体験会等の実施、伐採木など里山資源の有効活用、積極的な情報発信等を推進する。

また、市民団体や事業者等による神戸の生態系に配慮したビオトープの造成・再生を促進するため、専門家による動植物種の選定やビオトープの設計に係る技術的助言など、新たな支援を実施する。

豊かな海づくりの実現に向けては、垂水処理場における栄養塩類管理運転による海域への影響・効果の定期的な確認や、近海の魚類の生息状況を把握し、生物多様性の変化を評価・検証するための環境 DNA 分析を継続的に実施するとともに、稚魚等の成育の場となる、藻場の保全・育成を推進する。

※1 自然共生サイト

市民、企業、団体、自治体等によって生物多様性が保全されている区域を環境省が認定する仕組み。農業や企業活動等の結果、自然の豊かさが保たれている場所が対象で、2023 年 10 月に神戸市の里山等を含む 122 サイトが第 1 弾として認定

※2 OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」(2030 年までに各国の陸と海の各々 30%以上の面積を保全する世界目標)の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域で、国連のデータベースに登録される地域



<棚田の様子>



<環境 DNA 分析>



<ビオトープのイメージ>

②外来生物・有害鳥獣対策の推進 64,038 千円

侵入初期段階である特定外来生物の対策として、外来カミキリムシの薬剤駆除や被害が著しい樹木の伐採、ナガエツルノゲイトウの河川への流出を防ぐための除去・処分などを実施するとともに、定着している特定外来生物の対策として、市民団体によるアカミミガメの防除活動支援やアルゼンチンアリの分布拡大の防止、被害低減に向けた取組を推進する。

また、有害鳥獣の対策として、ニホンジカの六甲山系への侵入・定着防止のため、センサーカメラを活用した調査・監視などを継続し、生態系被害等の防止を図る。

さらに、撮影した写真からAIにより生物種を判定するスマートフォンアプリ「バイオーム」を活用した市民参加型の外来生物の分布調査を実施するとともに、外来生物展示センターにおいて、展示内容のさらなる拡充や中学生等の団体見学の受け入れ拡大を図り、外来生物・有害鳥獣の問題や生物多様性の重要性の啓発を強化する。



<クビアカツヤカミキリ>



<ナガエツルノゲイトウ>



<外来生物展示センター 展示ホール>

③環境活動活性化事業 17,529 千円

地球温暖化や生物多様性、資源循環などの環境問題に対して、体験を通じて、総合的な理解を促進するため、参加型イベントの開催や市内で取り組まれている環境活動の発信を強化するとともに、動画による環境教育講座などインターネットの活用を進め、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について、いつでも学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGsの達成に資する優れた取組を行っている団体・個人に対し「神戸SDGs表彰」を実施し、その活動を広く市民にPRすることで、市民のSDGsへの意識向上と行動変容の促進を図る。



<神戸SDGs表彰の様子>

2023 年度 受賞者		
賞	団体	活動概要
大賞	特定非営利活動法人 Peace & Nature	未来のグローバルリーダーの育成をはじめ、企業・大学との協働、地域の活性化・里山保全に取り組む
奨励賞	獅子ヶ池を美しくする会	不法投棄により荒廃していた獅子ヶ池を美しい池に生まれ変わらせ、人が訪れたい憩いの場を学校等と連携し創造

	フォワードハウジングソリューションズ株式会社	省エネでエネルギーコストがかからず、健康で快適に、長く安心安全に暮らせる住宅づくりを提案、脱炭素にも貢献
功労賞	株式会社 神戸牛牧場	関西でも最大規模の牧場 牛の糞尿堆肥化に取組み、近隣食品メーカー等の残渣を飼料として活用

④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置 4,507千円

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、市民生活に影響を及ぼす可能性が高い大規模な土砂埋立て行為には、事前に環境影響調査の実施、保証金の預入を義務付けるとともに、全ての許可事業者に対して、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けることで、生活環境及び自然環境の保全を図る。

また、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、大規模太陽光発電施設に対し、廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しても維持管理状況等の報告を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、施設の安全性・信頼性を高めていく。

⑤アスベスト対策 6,384千円

大気汚染防止法の改正により、令和3年度から、解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策が強化（①規制対象の拡大（石綿含有成形板等（レベル3）の規制）、②事前調査の信頼性の確保（調査結果の自治体への報告、調査方法の法定化、記録の作成・保存）、③不適切な作業の防止（隔離等を行わない除去作業への罰則創設））されたことから、解体等工事におけるアスベスト飛散防止に係る事前調査の徹底、立入調査の実施、現場測定による作業基準の順守等を指導し、周辺環境への飛散防止対策を徹底する。

さらに令和5年10月からは、建築物の事前調査について、有資格者が実施することが義務付けられたことから、事業者に対して法改正内容を周知し、確実に実施されるよう指導していくことでアスベストの飛散防止により一層努めていく。



<環境測定の様子>

Ⅲ 令和6年度予算における事務事業の見直し

趣旨

限られた財源・人員の中で、エネルギー価格・物価高騰への対応などの政策課題に対応した新規・拡充施策を積極的に展開するため、令和6年度予算編成方針に基づき、予算編成とあわせて事務事業の見直しを実施。

令和6年度 事務事業の見直し一覧*

事業名	概要	見直し案	効果額 (千円)
クリーンセンター 計量業務	クリーンセンターにおける搬入ごみ量の計量業務	外部委託等による人員体制の見直し	△27,200
自動車管理・整備 業務	自動車管理事務所におけるパッカー車等の管理・整備業務	自動車管理業務にかかる体制見直し及び整備業務の一部委託化に伴う業務効率化	△6,000

※令和6年度当初予算の概要（予算公表資料）より環境局所管分を抜粋したもの。

IV クリーンステーションのあり方 最終とりまとめ <参考資料>

クリーンステーションのあり方 概要（課題と今後の取組）

「クリーンステーションのあり方検討会」の議論を踏まえ整理を行った6項目の課題について、それぞれの今後の取組を令和5年10月に「クリーンステーションのあり方中間とりまとめ」として公表した。

今回、中間とりまとめの公表後の市民の皆さまからのご意見を反映し、最終とりまとめを行った。

課題（1）

クリーンステーションの掃除当番が負担になっている。また、自治会等の管理組織がないクリーンステーションでは、近くに住む特定の住民が毎回掃除を行っているケースがある。

※清掃などの管理をすべて市が行う場合、新たな財源確保が必要となる。政令指定都市の約半数（9都市）において、ごみ袋の有料化が実施されているが、有料化を議論する前にすべきこと、できることはないかという視点でクリーンステーションの掃除の負担をできる限り軽減する方策について検討を行った。

《今後の取組》

○掃除当番等の負担を軽減するための側面的支援として、環境局職員が収集全体にかかる作業時間の延長とその影響を最小限にとどめ、かつ、職員の時間外勤務を発生させない範囲において収集の際にクリーンステーションの清掃とカラス対策ネットの片付けを行う。

燃えるごみの収集は、できるだけ早い時間に完了することを重視して作業を行っているが、クリーンステーションの立地や構造、排出マナーの状況等の条件によって、一定の時間経過を許容できる地域も少なくない。

一方、クリーンステーションの規模に応じた収集順序の工夫や回収ルート of 柔軟な変更等により積載効率を向上させるなど、できる限りの工夫・努力を行うことで、収集全体にかかる時間の延長を最小限にとどめる。

課題（2）

戸建て住宅跡地に小規模共同住宅が建つ等の理由で、1つのクリーンステーションを利用する世帯が増加し、管理が困難になっている。（クリーンステーションの大規模化）

※大規模クリーンステーション解消のための、クリーンステーション増設・分散は、利用者による相互の話し合いで決めることになっているが、利用者同士の話し合いがまとまらない等課題が多い。

※20戸（ワンルームタイプでは10戸）以上の共同住宅新設時には専用クリーンステーションを設置するように指導しているが、現行基準制定前に建てられた共同住宅が地域のクリーンステーションを利用することで、大規模クリーンステーションとなり、無責任排出やカラス被害、掃除の負担等が課題となっているケースがある。

《今後の取組1》

○大規模クリーンステーションの解消に向けたクリーンステーション増設手続きに市が積極的に関与する。

これまで、地域の自主的な話し合いに委ねてきたが、大規模クリーンステーションによる課題解消の観点から、状況に応じて市が積極的に関与する。

- ① クリーンステーションの分散手続きマニュアルの作成
- ② 利用者が話し合いにより合意形成できない場合に市が助言・調整する
- ③ 放置することで受忍限度を超える場合は市がクリーンステーションの増設場所を指定する

《今後の取組2》

○管理上問題のある大規模クリーンステーションの要因となっている共同住宅を選定し、優先順位をつけて、順次、より柔軟な考え方で専用クリーンステーション設置協議を行う。

《今後の取組3》

○神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下、美化条例）に規定を置き、6戸以上20戸未満の共同住宅を新設する場合にも、より柔軟な考え方で専用クリーンステーション設置を指導する。

課題 (3)

ごみ出しルールの違反が多く、カラス被害の原因となったり、間違っ出されたごみへの対応が掃除当番の負担になっている。また、掃除当番が立ち番でルール違反者に注意をしているところでは、これが大きな負担になっている。

《今後の取組1》

○排出ルール遵守の徹底について、市、市民、賃貸共同住宅の所有者等が連携協力しながら、それぞれの取組を徹底する。

- ① 排出ルールの遵守は単にマナーの問題ではなく、市民の責務であることを美化条例等において明確化する。
- ② 排出ルールの徹底は市の責務であることを美化条例等において明確化する。
- ③ 賃貸共同住宅の所有者等に、市が行う排出ルールの徹底に協力し、入居者に対して排出ルールの周知を行う等の義務を美化条例等において明確化する。
- ④ 賃貸物件への入居等をあっせん又は仲介する事業者に対して、排出ルールの周知を行

う義務を美化条例等において明確化する。

《今後の取組2》

○市による排出指導の徹底

引続き地域（自治会等）の協力を得ながら、不適正排出が継続的に発生するクリーンステーションについて、市による指導を厳格化・監視カメラの活用など対応を強化する。

分別ルールを守らない排出に対するごみの取り残しは、指定袋導入当時は大きな啓発効果を発揮したが、指定袋による分別も一定定着してきた。分別ルールを遵守しないことを決して容認するものではないが、今後は地域の管理負担軽減の観点から、啓発を目的としたごみの取り残しは行わない。ただし、地域の要請等により、取り残しを行うことが啓発を図るうえで効果的であると判断できる場合は柔軟に対応し、開封調査等により排出者が特定できた場合は厳しく指導する。

《今後の取組3》

○神戸市に転入してきた外国人は、母国文化との違いもあり、排出ルールに関する理解が進まないといった課題があるため、日本語学校の外国人留学生への排出ルール啓発について、多言語ちらしの作成・配布や入学オリエンテーション時のルール説明など、既に一定の取組は行っているが、今後、日本語の授業で排出ルールを学ぶカリキュラムの導入など、工夫により学校との連携を強化する。

課題（4）

ごみの量が多すぎてカラス対策ネットの中に納まりきれない。また、カラス対策ネットの外にごみを出す人もあり、カラスに荒らされて、掃除の負担が大きくなっている。

《今後の取組》

- ① クリーンステーション大規模化の解消（課題（2））、排出ルール遵守の徹底（課題（3））によりカラス被害の軽減に取り組むほか、地域からの要望が多い折り畳み式ネットボックスについて、今後、地域における試行的な設置を通じて、道路上に設置する場合の条件や管理上のルールなど、導入に向けた環境整備を行う。
- ② 課題（3）において市民が遵守すべき責務として明確化した「排出ルール」の1つとして、カラス対策器具の正しい使用を位置付ける。

課題（5）

高齢等の理由により、離れたクリーンステーションにごみを出すことが負担になっている。

※これまでの経緯から「燃えるごみ」専用のクリーンステーションが残っているため、比較的袋が重くなる燃えないごみやびん類を排出できるクリーンステーションが遠いという場

合もある。

《今後の取組》

○クリーンステーションの清掃等の負担軽減の新たな取組（課題（1））や排出指導の徹底（課題（3））等により、管理負担の絶対量が減少することを丁寧に説明し、利用者の理解が得られる地域からクリーンステーションの全ごみ種対応を順次進める。

また、課題（2）によるクリーンステーションの増設も、高齢者の負担軽減に繋がるものとする。

課題（6）

自治会でクリーンステーションの管理を行っている場合、非自治会員が費用負担や掃除当番をせずにごみを出すことに対し、自治会員から苦情が出ている。また逆に、非自治会員であることを理由にクリーンステーションを使わせてもらえないという声もある。

《対応の考え方》

家庭ごみの適正処理において、地域の理解と協力は不可欠であり、特に自治会が果たしてきた役割は非常に大きい。

しかし、社会状況の変化により自治会をとりまく状況も変化しており、自治会が底地の所有権を有するクリーンステーションの利用に関して裁判に発展した事例もあり、その判決では、維持管理費などの負担を求めれば良く、非自治会員の利用を一切認めないのは不法行為に該当すると判断されたが、一方で、非自治会員が、自治会の所有・管理するクリーンステーションを使う権利については認めていない。

個々の訴訟は様々な事情などをもとにして判決が下されることから、一般化して適用することは難しいが、今後、これらの判決を分析するとともに、様々な自治会のクリーンステーションに関わる取組や判例を整理しながら、自治会員であるか否かに関わらず、清掃負担や費用負担などクリーンステーションの清潔を保持し共同で管理する責務を果たす方法を研究し、対応方針を定めていく。

クリーンステーションのあり方
～負担軽減のための課題整理～

令和6年（2024年）2月
神戸市環境局

1. はじめに	22
2. 課題の認識	22
3. 課題ごとの現状と対応の考え方及び今後の取組	23
課題（１）クリーンステーションの管理負担	23
課題（２）クリーンステーションの大規模化	24
課題（３）排出ルール違反	26
課題（４）鳥獣被害	28
課題（５）クリーンステーションまでの距離	29
課題（６）クリーンステーションの管理主体	29
4. 条例・規則・計画等による位置付けの整理	30
（１）市の責務	30
（２）市民の責務	31
（３）事業者の責務	31
5. 終わりに	31

1. はじめに

神戸市の家庭ごみ収集は、各家の前に固定式のコンクリート製ごみ箱が置かれ、住民が袋に入れずに直接ごみ箱に排出した家庭ごみを、収集作業員がちりとり等の道具でかき集めてトラックで収集した時代から、ごみ箱がポリバケツに変更された時代を経て、1965年（昭和40年）頃から現在のクリーンステーション（ごみ集積場）収集が始まった。

この間、日本経済は高度経済成長期にあたり、社会は大量生産・大量消費社会となり、1972年（昭和47年）には「神戸ごみ戦争」の非常事態の宣言がなされ、廃棄物の減量・資源化が急務となった。また増加の一途をたどる廃棄物を効率的に収集運搬するため、この頃にプレスパッカー車を導入している。

その後、1993年度（平成5年度）に空き缶の分別回収、2003年度（平成15年度）には缶・びん・ペットボトルの混合収集を開始。2008年度（平成20年度）には、指定袋制を導入したことで紙袋や段ボール箱に生ごみを入れて排出されることがなくなり、クリーンステーションの衛生状態が劇的に改善されたほか、排出量も減少した。また、2011年度（平成23年度）には容器包装プラスチックの分別回収も加わり、クリーンステーションへの排出機会がさらに増大して今日に至っている。

このような変遷の中で、神戸市における家庭系ごみの減量・資源化及び適正処理は、市民一人ひとりの協力と地域によるクリーンステーションの管理・運営によって支えられてきた。

しかし、地域への帰属意識の希薄化をはじめとする様々な社会情勢の変化により、クリーンステーションをとりまく新たな課題が顕在化してきたことから、「クリーンステーションのあり方検討会」を開催し、その対応について議論してきた。これらを踏まえて、現段階における課題認識と今後の方向性や具体的な取組についてとりまとめを行った。

2. 課題の認識

様々な課題がある中、次の6項目に整理し、解決に向けて検討した。

- (1) クリーンステーションの掃除当番が負担になっている。また、自治会等の管理組織がないクリーンステーションでは、近くに住む特定の住民が毎回掃除を行っているケースがある。
- (2) 戸建て住宅跡地に小規模共同住宅が建つ等の理由で、1つのクリーンステーションを利用する世帯が増加し、管理が困難になっている。（クリーンステーションの大規模化）
- (3) ごみ出しルールの違反が多く、カラス被害の原因となったり、間違っただごみへの対応が掃除当番の負担になっている。また、掃除当番が立ち番でルール違反者に注意をしているところでは、これが大きな負担になっている。

- (4) ごみの量が多すぎてカラス対策ネットの中に納まりきらない。また、カラス対策ネットの外にごみを出す人もあり、カラスに荒らされて、掃除の負担が大きくなっている。
- (5) 高齢等の理由により、離れたクリーンステーションにごみを出すことが負担になっている。
- (6) 自治会がクリーンステーションを管理している場合、非自治会員が費用負担や掃除当番をせずにごみを出すことに対し、自治会員から苦情が出ているケースがある。また、非自治会員であることを理由にクリーンステーションを利用できないというケースもある。

3. 課題ごとの現状と対応の考え方及び今後の取組

課題 (1)

クリーンステーションの掃除当番が負担になっている。また、自治会等の管理組織がないクリーンステーションでは、近くに住む特定の住民が毎回掃除を行っているケースがある。

《現状》

- ・ クリーンステーションの掃除の負担は、その形状や設置環境、利用者の排出マナーの状況などによって様々である。
- ・ 分譲マンションや大規模な賃貸共同住宅では、専用クリーンステーションを設置し、その掃除も含めてマンション管理会社等に委託しているケースもある。
- ・ 戸建て住宅や小規模共同住宅などでは、クリーンステーションを利用される皆さんが当番で収集後の清掃とカラス対策ネットの片付けを行っているケースが多く、それらを収集後ただちに行うと取り決めているところでは、掃除当番のために勤務先を休むなどして待機しなければならないというケースもある。
- ・ 数人の有償ボランティアを募り、掃除当番をなくしている地域もあるが、この取組では人材の持続性確保が課題であり、後にシルバー人材センターへの委託による清掃に切替えたという事例も見られる。
- ・ また、自治会等の管理組織がないクリーンステーションでは、近くに住む特定の住民が毎回掃除を行っているケースがある。

《対応の考え方》

市内には、約 21,000 か所のクリーンステーション（燃えるごみ）があり、清掃などの管理をすべて市が行う場合、億単位の費用が見込まれ、新たな財源確保が必要となる。

政令指定都市を見ると、ごみの排出抑制や再資源化の推進等を進めるため、約半数

(9 都市)において、ごみ袋の有料化が実施されている。具体的にはごみ袋の価格に容量に応じて一定額を上乗せした価格でごみ袋を販売して市の収入としているが、神戸市では、いわゆる有料化は行っておらず、指定袋は市場価格のみで取引されている。

廃棄物の減量資源化及び適正処理を取り巻く状況は、今後も様々に変化していくことが予想され、ごみ袋の有料化は将来的に議論すべき課題であるが、現段階ではそれらの方法によらず、その前にすべきこと、できることはないかという視点でクリーンステーションの掃除の負担をできる限り軽減する方策について検討を行った。

なお、課題(2)～(4)の取組も掃除の負担軽減に繋がるものであると考えている。

《今後の取組》

○掃除当番等の負担を軽減するための側面的支援として、環境局職員が収集全体にかかる作業時間の延長とその影響を最小限にとどめ、かつ、職員の時間外勤務を発生させない範囲において収集の際にクリーンステーションの清掃とカラス対策ネットの片付けを行う。

燃えるごみの収集は、できるだけ早い時間に完了することを重視して作業を行っているが、クリーンステーションの立地や構造、排出マナーの状況等の条件によって、一定の時間経過を許容できる地域も少なくない。

一方、クリーンステーションの規模に応じた収集順序の工夫や回収ルートの柔軟な変更等により積載効率を向上させるなど、できる限りの工夫・努力を行うことで、収集全体にかかる時間の延長を最小限にとどめる。

課題(2)

戸建て住宅跡地に小規模共同住宅が建つ等の理由で、1つのクリーンステーションを利用する世帯が増加し、管理が困難になっている。(クリーンステーションの大規模化)

《現状》

- ・ 近年では、戸建て住宅の宅地が分割して新築されたり、小規模共同住宅に建て替わることで、30軒程であったクリーンステーションの利用者が100軒以上に至った例もある。
- ・ 大規模クリーンステーションは、道路の通行に支障をきたしたり、ごみがカラス対策ネットに納まらず鳥獣被害の原因になったり、お互いの顔が見えないといった関係性の中で、排出時間や曜日を守らないといった無責任な排出が起きやすくなるなど、様々な問題を引き起こす要因になっている。
- ・ 大規模クリーンステーションの解消には、地域内にクリーンステーションを増設する必要があり、それらは住民による相互の話し合いで決めることになっている。実際に

増設によって解決した例もあるが、増設場所を決める利用者同士の話し合いがまとまらない等、課題が多い。

- ・ 神戸市では、20戸（ワンルームタイプでは10戸）以上の共同住宅を新設する場合に専用クリーンステーションを設置するように指導しているが、現行基準制定前に建てられた共同住宅が存在する。

《対応の考え方》

大規模なクリーンステーションでも適正な排出が守られ管理が行き届いている所もあり、近隣の路上クリーンステーションを使用している共同住宅の中にも、クリーンステーションの清掃に積極的に参加する等、他の使用者との協力関係が構築できている事例もある。また、土地の有効活用として共同住宅を建設する利益に大きな影響を与えること等も考慮して、共同住宅への専用クリーンステーションの設置基準を直ちに見直すのではなく、管理上問題のある大規模クリーンステーションの要因となっている共同住宅について、より柔軟な考え方で専用クリーンステーションを設置することを優先するとともに、大規模クリーンステーションの解消に向け、地域内へのクリーンステーション増設を促進するために下記の取組を進める事とした。

《今後の取組1》

○大規模クリーンステーションの解消に向けたクリーンステーション増設手続きに市が積極的に関与する。

これまで、地域の自主的な話し合いに委ねてきたが、大規模クリーンステーションによる課題解消の観点から、状況に応じて市が積極的に関与する。

- ①クリーンステーションの分散手続きマニュアルの作成
- ②利用者が話し合いにより合意形成できない場合に市が助言・調整する
- ③放置することで受忍限度を超える場合は市がクリーンステーションの増設場所を指定する

《今後の取組2》

○管理上問題のある大規模クリーンステーションの要因となっている共同住宅を選定し、優先順位をつけて、順次、より柔軟な考え方で専用クリーンステーション設置協議を行う。

《今後の取組3》

○神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下、美化条例）に規定を置き、6戸以上20戸未満の共同住宅を新設する場合にも、より柔軟な考え方で専用クリーンステーション設置を指導する。

課題 (3)

ごみ出しルールの違反が多く、カラス被害の原因となったり、間違っ出されたごみへの対応が掃除当番の負担になっている。また、掃除当番が立ち番でルール違反者に注意をしているところでは、これが大きな負担になっている。

《現状》

- ・ 神戸市のごみ収集事業は、地域の皆さんによるクリーンステーションの自治的な管理・運営に支えられて実施しており、掃除当番や排出ルールの順守も、かつては地域で生活するうえでの守るべきご近所同士のルールとして認識されてきた。しかし、地域への帰属意識や社会状況が変化する中、6分別という排出ルールの細分化もあり、排出時間や曜日、分別のルールを守らないといった無責任な排出がカラス被害を招き衛生状態を悪化させる等の問題が発生している。
- ・ 神戸市では、分別ルールを守らない排出に対し、ごみの取り残しを行ってきた。これは、誤った排出であることの認識を促し、ルール順守意識を醸成する一定の効果があるが、残されたごみの処分が当番や役員の負担になっている。
- ・ 地域によっては、掃除当番等が収集時間に立ち番を実施して排出者に直接指導をしている所もあるが、これもクリーンステーション管理の大きな負担となっている。
- ・ 学生向け等の賃貸共同住宅では、排出ルールに対する理解が進まないという課題や生活のリズムが夜型になることが多く、決められた収集時間にごみを出すことが難しいといった課題がある。外国人留学生については、母国文化との違いもあり、この傾向が顕著である。これらの住宅には管理組合等が存在しない場合が多く、賃貸共同住宅の所有者による指導が求められるが、それらは必ずしも十分ではない。

《対応の考え方》

- ・ 排出ルールの違反について、地域における監視の目が一定の抑止効果を発揮してきたがこれにも限界が生じている。これまでも地域と市が共同で排出指導を行ってきたが、今後、市による指導をより強化する必要がある。
- ・ カラス被害を防ぐために、カラス対策ネットを正しく利用することも含め、排出ルールの順守は単にマナーの問題ではなく、市民の責務であることを明確に位置付けることが必要である。
- ・ 学生や単身者が多く居住する賃貸共同住宅については、所有者が入居者に対して効果的に排出ルール順守を指導できる立場にある者として、市が行う排出指導に協力していただく必要がある。
- ・ 日本語学校は、外国人留学生に対して、生活全般（入国から住居、アルバイト等）にわたり、生活指導を行う立場にあるため、日本語学校を通じて排出ルール遵守を働き

かけることが効果的である。

これら排出指導の徹底を更に進めるための方策として、下記の取組を進める事とした。

《今後の取組1》

○排出ルール遵守の徹底について、市、市民、賃貸共同住宅の所有者等が連携協力しながら、それぞれの取組を徹底する。

- ① 排出ルールの遵守は単にマナーの問題ではなく、市民の責務であることを美化条例等において明確化する。
- ② 排出ルールの徹底は市の責務であることを美化条例等において明確化する。
- ③ 賃貸共同住宅の所有者等に、市が行う排出ルールの徹底に協力し、入居者に対して排出ルールの周知を行う等の義務を美化条例等において明確化する。
- ④ 賃貸物件への入居等をあっせん又は仲介する事業者に対して、排出ルールの周知を行う義務を美化条例等において明確化する。

《今後の取組2》

○市による排出指導の徹底

引続き地域（自治会等）の協力を得ながら、不適正排出が継続的に発生するクリーンステーションについて、市による指導を厳格化・監視カメラの活用など対応を強化する。

分別ルールを守らない排出に対するごみの取り残しは、指定袋導入当時は大きな啓発効果を発揮したが、指定袋による分別も一定定着してきた。分別ルールを遵守しないことを決して容認するものではないが、今後は地域の管理負担軽減の観点から、啓発を目的としたごみの取り残しは行わない。ただし、地域の要請等により、取り残しを行うことが啓発を図るうえで効果的であると判断できる場合は柔軟に対応し、開封調査等により排出者が特定できた場合は厳しく指導する。

《今後の取組3》

日本語学校の外国人留学生への排出ルール啓発について、多言語ちらしの作成・配布や入学オリエンテーション時のルール説明など、既に一定の取組は行っているが、今後、日本語の授業で排出ルールを学ぶカリキュラムの導入など、工夫により学校との連携を強化する。

課題（4）

ごみの量が多すぎてカラス対策ネットの中に納まりきらない。また、カラス対策ネットの外にごみを出す人もあり、カラスに荒らされて、掃除の負担が大きくなっている。

《現状》

- ・ ごみの量が多すぎてカラス対策ネットの中に納まりきらないケースや、排出スペースがあるにもかかわらずネットの外にごみを出したり、ネットの中に丁寧に入れない等によるカラス被害が管理上の問題となっている。
- ・ 神戸市では 2018 年度（平成 30 年度）からカラス対策ネットを無償で配布しており、これまで、約 10,000 か所のクリーンステーションに配布している。
- ・ カラス対策ネットでは鳥獣被害を抑えきれない場合の方策として、一定の条件下で折り畳み式ネットボックス設置をモデル実施したところ、効果を発揮している。

《対応の考え方》

- ・ クリーンステーション大規模化の解消（課題（2））、排出ルール遵守の徹底（課題（3））によりカラス被害の軽減に取り組むほか、地域からの要望が多い折り畳み式ネットボックスの取り扱いについて検討を行う。
- ・ 折り畳み式ネットボックスを道路上におく場合には、通行の支障とならないことが絶対条件であり、収集終了後は速やかに道路外に片付けることが必要となる。
- ・ 折り畳み式ネットボックスの片付けは、器具が倒れこまないように固定する等、安全に配慮した保管が必要となるため、市が管理負担軽減のために行う収集後の清掃やカラス対策ネットの片付けとは別に、クリーンステーション利用者に担っていただく必要がある。
- ・ カラス対策ネットと折り畳み式ネットボックスのいずれも、器具を正しく利用することが必要不可欠であり、器具の正しい利用を遵守すべき排出ルールに位置付けることが必要である。

このようにカラス被害を軽減し、クリーンステーションの清掃や片付けなど管理の負担軽減を図るために、下記の取組を進める事とした。

《今後の取組》

- ① 今後、地域における試行的な設置を通じて、道路上に折り畳み式ネットボックスを設置する場合の条件や管理上のルールなど、導入に向けた環境整備を行う。
- ② 課題（3）において市民が遵守すべき責務として明確化した「排出ルール」の1つとして、カラス対策器具の正しい使用を位置付ける。

課題（5）

高齢等の理由により、離れたクリーンステーションにごみを出すことが負担になっている。

《現状》

- ・ 現在、6分別（燃えるごみ、燃えないごみ、カセットボンベ・スプレー缶、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、大型ごみ）によるごみの排出・収集を行っているが、当初は台所ごみと紙ごみを中心とする「家庭ごみ」を中心に、概ね30軒に1か所の割合でクリーンステーションが設けられた。
- ・ 一方、「荒ごみ」は雑多なごみ全般を対象としていたが、排出される頻度が低いことから、概ね100軒に1か所の割合で排出クリーンステーションが定められた。
- ・ 現在でも、それらの経緯から「燃えるごみ」専用のクリーンステーションが比較的多く残っているため、農村地域に見られるように、クリーンステーションが遠いという場合だけでなく、比較的袋が重くなる燃えないごみやびん類を排出できるクリーンステーションが遠いという場合もある。
- ・ 現在、新たにクリーンステーションを設置する際は、すべてのごみ種に対応することを原則としているが、既存の「燃えるごみ」専用クリーンステーションを全ごみ種対応に変更する事については、掃除当番に出る回数が増える等の理由から、なかなか理解が得られない状態である。

《今後の取組》

クリーンステーションの清掃等の負担軽減の新たな取組（課題（1））や排出指導の徹底（課題（3））等により、管理負担の絶対量が減少することを丁寧に説明し、利用者の理解が得られる地域からクリーンステーションの全ごみ種対応を順次進める。

また、課題（2）によるクリーンステーションの増設も、高齢者の負担軽減に繋がるものとする。

課題（6）

自治会でクリーンステーションの管理を行っている場合、非自治会員が費用負担や掃除当番をせずにごみを出すことに対し、自治会員から苦情が出ている。また逆に、非自治会員であることを理由にクリーンステーションを使わせてもらえないという声もある。

《現状》

- ・ 自治会では、非自治会員が費用負担や掃除当番をせずにごみを出すことに対し、自治会員から苦情が出るなどその対応に苦慮している。

- ・ 一方で、非自治会員であることを理由にクリーンステーションを使わせてもらえないという事例もある。
- ・ これらについて、クリーンステーションの管理に関わる活動に限って、非自治会員にも参加を求めたり、一定の費用負担を求める等、相互の話し合いで解決に至るケースが多いが、一部で訴訟に至った事例もある。
- ・ 自治会へのアンケートでは、約8割の自治会がクリーンステーションの清掃などの管理活動を自治会活動に位置付けていると回答している。また、クリーンステーションの管理が自治会の共同活動の基本であるとの認識のもと、それを無くしてもいいのかという声もある。

《対応の考え方》

家庭ごみの適正処理において、地域の理解と協力は不可欠であり、特に自治会が果たしてきた役割は非常に大きい。

しかし、社会状況の変化により自治会をとりまく状況も変化しており、自治会が底地の所有権を有するクリーンステーションの利用に関して裁判に発展した事例もあり、その判決では、維持管理費などの負担を求めれば良く、非自治会員の利用を一切認めないのは不法行為に該当すると判断されたが、一方で、非自治会員が、自治会の所有・管理するクリーンステーションを使う権利については認めていない。

個々の訴訟は様々な事情などをもとにして判決が下されることから、一般化して適用することは難しいが、今後、これらの判決を分析するとともに、様々な自治会のクリーンステーションに関わる取組や判例を整理しながら、自治会員であるか否かに関わらず、清掃負担や費用負担などクリーンステーションの清潔を保持し共同で管理する責務を果たす方法を研究し、対応方針を定めていく。

4. 条例・規則・計画等による位置付けの整理

クリーンステーションの新設（分散を含む）・移設を促進し、クリーンステーションの清掃等の管理の負担を軽減するとともに、排出ルールを徹底するため、条例・規則・計画等による位置付けを整理する。

(1) 市の責務

現在の市の責務の定め方は、美化条例に基本的責務を努力義務として規定し、詳細は一般廃棄物処理実施計画に委任する形式となっている。

これまで地域の自主的な活動として行われてきたクリーンステーションの排出指導を市の責務として明確化するとともに、大規模クリーンステーションの課題解消のために、利用者間では合意形成できず、放置することで受忍限度を超える場合にクリーンステーションの増設場所を指定するための根拠規定や市民・事業者の自主的な活動

を支援する規定、廃棄物の適正処理等について市・事業者・市民の相互協力を責務とする規定等を定める。

(2) 市民の責務

現在の市民の責務の定め方は、美化条例で廃棄物の適正処理等に関する市の施策への協力や指定袋で所定の場所への排出を定める他は一般廃棄物処理実施計画に委任する形式となっているが、排出ルールの遵守はクリーンステーション管理の負担軽減に欠かすことができない要素であることから、ごみの排出ルールの遵守を市民の責務として明確化する。

(3) 事業者の責務

共同住宅の所有者または建設しようとする者に専用クリーンステーションを設置すること、共同住宅所有者が入居者に対して排出ルールの周知を行うことを、義務として新たに美化条例等において明確化する。また、賃貸物件への入居等をあっせん又は仲介する事業者に対しても、排出ルールの周知を行うことを義務とする整理を行う。

5. 終わりに

課題(1) 掃除当番の負担軽減の考え方では、経費面の問題と有料化による財源確保に触れたが、検討過程では、たとえ財源を確保したとしてもクリーンステーションの管理をすべて市の責任で行うとした場合、地域でお互いに協力して清潔を保つという共同意識に変化をもたらし、住民と地域社会との結びつきが益々希薄になるのではないかという懸念も示された。

今回のとりまとめでは、家庭ごみの適正処理において、地域の理解・協力が不可欠であるとの認識のもとで、それらを可能な限り軽減するための取組を示したが、中には実証的な要素も含んでおり、これらによる効果を検証し、さらに議論・検討を深めていく必要があると考えている。

また、その際には、さらなるごみの減量・資源化を見据えた検討やごみの収集体制の効率化等の議論も併せて行っていく必要があると考えている。

V 予算関連議案

第 19 号議案

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 5 条の 2</u> ） 第 2 章～第 7 章 [略] 附則 （市の基本的責務） 第 3 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃	目次 第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 5 条</u> ） 第 2 章～第 7 章 [略] 附則 （市の基本的責務） 第 3 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃

棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理及び地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 [略]

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進し、及び支援するよう努めなければならない。

4～6 [略]

(助言又は指導)

第3条の2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(相互協力)

第5条の2 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 [略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、第9条第1

棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 [略]

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4～6 [略]

第2章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 [略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、第9条第1

項に規定する計画で定める排出方法に従い、所定の場所その他市長が指定する場所に排出しなければならない。

(共同住宅の所有者等の義務)

第10条の2の2 共同住宅の用に供する建築物の所有者（所有者以外にその建築物の管理について権原を有する者がある場合は、所有者及びその者）は、その居住者に第9条第1項に規定する計画で定める家庭系一般廃棄物の排出方法を周知しなければならない。

(仲介業者等の義務)

第10条の2の3 共同住宅に係る賃借の代理又は媒介を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）は、共同住宅に入居しようとする者に第9条第1項に規定する計画で定める家庭系一般廃棄物の排出方法を周知しなければならない。

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止)

第10条の2の4 市が行う収集の際に第10条の2の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物（飲料又は食品

項に規定する計画で定める所定の場所その他市長が指定する場所に排出しなければならない。

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止)

第10条の2の2 市が行う収集の際に前条の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物（飲料又は食品を収納

を収納していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。) については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) [略]

第10条の2の5、第10条の2の6

[略]

(命令)

第10条の2の7 市長は、第10条の2の4各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第57条 第10条の2の7の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。) については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) [略]

第10条の2の3、第10条の2の4

[略]

(命令)

第10条の2の5 市長は、第10条の2の2各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第57条 第10条の2の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第2条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p><u>(共同住宅に係る家庭系一般廃棄物の集積施設等)</u></p> <p><u>第10条の2の2</u> 共同住宅の用に供する建築物であつて規則で定めるもの<u>(以下この条において「共同住宅」という。)</u>の所有者又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る<u>専用の家庭系一般廃棄物の集積施設その他これに類する施設を設置するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第10条の2の3～第10条の2の7</u></p> <p>[略]</p> <p>(命令)</p> <p><u>第10条の2の8</u> 市長は、<u>第10条の2の5各号</u>に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。</p> <p>第57条 <u>第10条の2の8</u>の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>第10条の2の2～第10条の2の6</u></p> <p>[略]</p> <p>(命令)</p> <p><u>第10条の2の7</u> 市長は、<u>第10条の2の4各号</u>に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。</p> <p>第57条 <u>第10条の2の7</u>の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

理 由

クリーンステーションの実態を踏まえた課題解消を図るに当たり、条例を改正する必要があるため。

「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」の 一部を改正する条例の件について

1. 趣 旨

高齢化の進展や地域への帰属意識の希薄化等の様々な社会状況の変化により、クリーンステーションに関する課題が顕在化してきたことから、今後の方向性や具体的な取組をとりまとめた「クリーンステーションのあり方」を確実に実行し、市民の負担軽減を図るために「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」の一部を改正する。

2. 概 要

- ①小規模の共同住宅について専用クリーンステーション設置の努力義務を規定（第10条の2の2）
 - ・これまで「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」において、共同住宅20戸以上に専用クリーンステーション設置に向けた協議が義務づけられていたが、この基準以下の共同住宅にも専用クリーンステーションの設置を促すことで、近隣クリーンステーションの大規模化を防ぐ。
- ②市がクリーンステーションの管理にも側面的（清掃等）に支援することを規定（第3条）
 - ・超高齢化社会の進展や地域コミュニティの希薄化などによる掃除当番の負担を軽減するため。
- ③必要に応じて市が市民・事業者に指導・助言を行うことを明確化（第3条の2）
 - ・排出ルールが守られていない一部の地域において、自治会等のクリーンステーション管理者が立番などによる排出指導を行っている負担を軽減するため。
- ④市民の皆様にも、排出ルールを遵守していただくことを明確化（第10条の2）
 - ・クリーンステーションの管理負担の軽減に不可欠である排出ルールの遵守は単にマナーの問題ではなく、市民の責務であることを位置付けるため。
- ⑤共同住宅の所有者・仲介事業者等に対して、入居者へのごみの排出方法の周知を義務とすることを規定（第10条の2の3・第10条の2の4）
 - ・専用のクリーンステーションを持たない共同住宅に入居される方から、どのクリーンステーションに、どのようなルール（分別・曜日）で排出すればよいのか分からないとの問い合わせが多くあり、結果的に不適切排出につながることを防ぐため。
- ⑥廃棄物の適正な処理、環境の美化の推進等について、市民・事業者・市が相互に協力し、連携することを規定（第5条の2）
 - ・クリーンステーションの管理の負担軽減を実現するためには、市民・事業者・市が協力・連携していくことが必要であるため。

3. 施行期日

- ① 令和6年10月1日
- ②～⑥ 令和6年4月1日

第 20 号議案

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和 2 年 6 月 条例第 10 号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図るとともに、市民の生活</p>

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料の堆積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

4 この条例において「土砂等の不適正な処理」とは、第7条の土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第5号の災害の発生のおそれを除く。）のある土砂埋立て等をいう。

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じ

の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全並びに生活の安全の確保の

なければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

ために必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全し、並びに生活の安全を確保するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) 特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

(12) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。))にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造)

(13) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合(「一時堆積事業」にあつては、当該事業期間が1年を超える場合)は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、「一時堆積事業」にあつては、この限りでない。

(13) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時たい積事業」という。))にあつては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造)

(14) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合(「一時たい積事業」にあつては、当該事業期間が1年を超える場合)は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、「一時たい積事業」にあつては、この限りでない。

(5)～(8) [略]

(9)、(10) [略]

2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であ

(5)～(8) [略]

(9) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために、必要な措置が図られていること。

(10) 特定事業が完了した場合において、事業区域のうち土砂埋立て等に係る事業区域の構造が、事業区域以外の地域への当該土砂等の流出又は崩落による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(11)、(12) [略]

2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であって、当該行為について、当該法令等により土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている場合は、前項第9号及び第10号の規定は、適用しない。

3 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であ

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第9号の規定は、適用しない。

3 第12条の規定による許可の申請が、一時堆積事業に係るものである場合にあっては、第1項第9号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するために必要

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第11号の規定は、適用しない。

4 第12条の規定による許可の申請が、一時たい積事業に係るものである場合にあっては、第1項第10号及び第11号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生の防止又は市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため又は土

な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置をし、又は災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 [略]

(許可の取消し等)

第30条 [略]

2 [略]

3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(保証金の預託)

第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和

3 [略]

(許可の取消し等)

第30条 [略]

2 [略]

3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(保証金の預託)

第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証

38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全のために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をするための必要な措置が講じ

金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合、又は災害を発生させるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全、又は災害の発生を防止するために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をし、又は災害の発生を防止す

られていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土壌安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域(当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、水質の汚濁、土壌

るための必要な措置が講じられていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土砂の崩落、飛散若しくは流出又は土壌安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障又は災害防止上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域(当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又

の汚染その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第2条第2項の特定事業をいい、同条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。）であって、現に当該事業を行っている者（当該事業の全部を譲り受け、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対するこの条例による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第15条、第24条、第28条、第30条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」の一部を改正する条例の件について

1. 趣 旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）にもとづく規制区域の指定に伴い、同法と重複する条例の規制を削除するため、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（土砂条例）の一部を改正する。

2. 内 容

土砂条例では、汚染土による土砂埋立ての禁止や定期的な水質調査の実施及び報告など環境保全面の規制に加えて、土砂災害防止のため盛土の構造基準等の規制を定めている。

令和6年4月1日の盛土規制法にもとづく規制区域の指定に伴い、市内全域が同法の規制対象となる。同法では、災害防止に関して土砂条例と同等以上の規制が設けられていることから、条例から土砂災害防止に関する規制を削除するものである。

3. 施行期日

令和6年4月1日

取扱注意

(解禁日)
テレビ・ラジオ・インターネット
2月14日(水) 会見開始時
新聞
2月15日(木) 朝刊以降

令和6年度組織改正の概要(案)

1. 重点項目

(SDGs関連施策の推進)

- 「SDGs貢献都市」として、SDGsに立脚した新たな政策の企画・立案・実施に取り組むため、企画調整局調整課の再編により、SDGs推進課を新設
- 課の新設にあわせ、課長2名・係長1名・担当2名を増員

(王子公園再整備本部の設置)

- 王子公園の再整備を一体的に進めていくため、建設局にプロジェクト全体を統括・推進する王子公園再整備本部を設置
- 文化スポーツ局及び都市局からの業務・体制の移管を含め、本部長1名・課長2名・係長3名・担当6名を配置

(組織規模の適正化)

- 組織マネジメントの強化、所掌業務の明確化等の観点から、職員数規模が大きく所掌範囲が広い課組織について、再編を実施

<主な再編>

局・部	旧組織	新組織
こども家庭局	家庭支援課	家庭支援課、子育て支援課
環境局	環境創造課 業務課 環境保全課	環境企画課、脱炭素推進課、業務課、資源循環課、環境保全課、事業系廃棄物対策課

2. 新規・拡充

(地域共生の推進)

- 地域に密着した外国人施策の総合調整機能として、地域協働局地域協働課に課長(地域共生担当)を新設するとともに、市長室国際課が所管する多文化共生事業を移管

(次期総合基本計画の策定)

- 次期総合基本計画について、市民の参画を得ながら策定に向けたプロジェクトを推進していくため、企画調整局政策課に課長(総合計画担当)を新設

(税務部の再編)

- 各課の適正規模化を図るとともに、市民税担当及び固定資産税担当の部長を新設し、部内組織体制を強化

(児童福祉の向上に向けた支援体制の強化)

- こども家庭局こども家庭センターにおいて、児童虐待対応等にかかる関係機関との連携強化、支援にかかる専門性向上を図るため、課長（援助調整担当）・係長（2名）を新設

(職員技術研修所の設置)

- 基礎知識修得のための専門研修や、新技術にかかる研修を充実させ、技術系職員の技能向上を図るため、建設局に職員技術研修所を設置

(森林官の新設)

- 森林の適切なマネジメント（踏査、整備計画策定、普及啓発等）や木材活用を推進するとともに、プラットフォームの事業強化を図るため、建設局防災課に森林官（課長級）を新設

(空き家対策特命チームの新設)

- 危険空き家・所有者不明空き家の早期改善に向けて、財産管理制度の積極的活用等に取り組むため、建築住宅局建築指導部安全対策課に空き家対策特命チームを新設し、担当の係長を配置

(神戸空港の国際化に向けた体制強化)

- 神戸空港の国際化等の機能強化を推進するため、港湾局空港調整課に係長1名・担当4名を増員（令和5年10月に配置済）
- 体制強化に伴い、施設整備を所管するラインを空港整備課として分離し、空港調整課を2課体制へと再編

(明舞地域のまちづくり支援強化)

- 現行の明舞サービスコーナーを令和6年秋に出張所化することに合わせ、明舞地域におけるまちづくり支援の取り組みを強化するため、垂水区地域協働課に係長（地域活性化担当）を新設

(環境局)

現 行

環境創造課

係長(2)
課長(温暖化対策担当)
係長(2)
課長(総務担当)
係長(2)

業務課

係長(5)
課長(地域環境担当)
係長(3)
課長(監視指導・不法投棄対策担当)
係長

自動車管理事務所

副所長

環境保全課

課長(民間施設担当)
係長(2)

改 正 案

環境企画課

係長

脱炭素推進課

係長(2)
課長(温暖化対策担当)
係長(2)

業務課

係長(4)

資源循環課

係長(2)

自動車管理事務所

環境保全課

事業系廃棄物対策課

係長(2)
課長(監視指導・不法投棄対策担当)
係長
課長(民間施設担当)
係長(2)

令和6年度 環境局の組織再編

組織再編の考え方

- ①全庁的に、組織マネジメントの強化、所掌業務の明確化等の観点から、**職員数規模が大きく所掌範囲が広い課組織について、再編**を実施する方針が示されたため、規模の大きい「環境創造課」「業務課」「環境保全課」を再編する。
- ②事業者から排出される**廃棄物の適正処理に向けた一体的な指導體制を構築する**ため、**関係業務を集約・再編する。**

